

平成24年第2回区議会定例会 提出議案

区長が提出した議案は次のとおりです。
【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階)
☎(5273)3505・☎(3209)9947へ。

◆予算案1件

◎平成24年度補正予算

- 平成24年度新宿区一般会計補正予算(第1号)

◆条例案21件

◎新設の条例

- 新宿区立新宿NPO協働推進センター条例
- 新宿区立中村彝アトリエ記念館条例
- 新宿区多文化共生まちづくり会議条例
- 新宿区診療所における専属の薬剤師の配置の基準に関する条例

◎一部改正の条例

- 新宿区個人情報保護条例等の一部を改正する条例
- 新宿区特別区税条例の一部を改正する条例
- 新宿区住民基本台帳制度の適正な運用に関する条例の一部を改正する条例
- 新宿区印鑑条例の一部を改正する条例
- 新宿区自動交付機の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 新宿区一般事務手数料条例の一部を改正する条例

- 新宿区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例
 - 新宿区立保育所条例及び新宿区立ことぶき館条例の一部を改正する条例
 - 新宿区立シニア活動館条例の一部を改正する条例
 - 新宿区立地域交流館条例の一部を改正する条例
 - 新宿区助産の実施又は母子保護の実施に係る費用徴収条例の一部を改正する条例
 - 新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 - 新宿区学童クラブ条例の一部を改正する条例
 - 新宿区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例
 - 新宿区立公園条例の一部を改正する条例
 - 新宿区立幼稚園条例の一部を改正する条例
 - 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
 - ◆その他5件
 - 災害用食糧等の買入れについて
 - (仮称)四谷保健福祉施設・清掃センター等建設建築工事請負契約の変更について
 - (仮称)四谷保健福祉施設・清掃センター等建設電気設備工事請負契約の変更について
 - 町の区域の変更について(2件)
- ※提出議案を追加する場合もあります。

児童手当 児童育成手当 現況届の提出を

対象の方には、届出用紙をお送りしました。提出期限を過ぎると、10月期(6月分～9月分)の手当の支払いが遅れることがあります。ご注意ください。
【所得制限額】下表のとおり。この制限額は24年6月分の手当から適用します。23年中の所得が制限額以上の場合、児童育成手当は支給しませんが、児童手当については当分の間、子ども1人当たり月5千円を特例として給付します。詳しくは、お問い合わせください。
【提出方法】届出用紙に必要書類を添えて、6月29日(金)までに、▼児童手当は子ども家庭課子ども医療・手当係☎(5273)4546、▼児童育成手当は子ども家庭課育成支援係☎(5273)4558(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、いずれも本庁舎2階)へ郵送(必着)またはお持ちください。児童手当の現況届のみ特別出張所・電子申請でも受け付けます。

●児童手当

扶養親族等の数	所得制限額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

●児童育成手当

扶養親族等の数	所得制限額
0人	360万4,000円
1人	398万4,000円
2人	436万4,000円
3人	474万4,000円
4人	512万4,000円
5人	550万4,000円

※扶養親族等の数が1人増えるごとに38万円を加算。
※社会保険料相当分として、一律8万円を所得額から控除できます。そのほか、所得額から控除できるものがあります。

国民健康保険料の納入通知書をお送りします

平成24年度分の納入通知書を、6月19日(火)に発送します。6月27日(水)までに届かない方はご連絡ください。

◎1年分の保険料を、6月～25年3月の10期に分けてあります。

◎保険料は、「医療分」「後期高齢者支援金分」「介護分(40歳～64歳の方)」の合計です。それぞれに「均等割額」と23年分の総所得金額等を基に計算する「所得割額」があります。保険料の計算方法は、納入通知書や同封の案内をご覧ください。

◎23年分の収入の申告(所得税・住民税の申告)が遅れた方、新宿区外で課税されている方、税申告をしていない方は、均等割額だけの納入通知書をお送りする場合があります。23年分の総所得金額等が分かり次第、あらためて所得割額を含めた保険料を通知します。税申告をしていない方は、お早めに申告してください。

※倒産・解雇等で自分の意思に関

係なく失業し、雇用保険受給者証をお持ちの方の「所得割額」を軽減しています。軽減には届け出が必要です。要件等詳しくは、お問い合わせください。

保険料のお支払い

- 口座振替(自動払込)のご利用を

口座振替(自動払込)をご利用いただくため忘れがなく便利です。納入通知書に同封した「預金口座振替(自動払込)依頼書」に記入・押印の上、医療保険年金課国保収納係へ郵送または銀行、都内の信用金庫・信用組合、ゆうちょ銀行(郵便局)へお持ちください。1～2か月後に、口座振替(自動払込)開始月をお知らせします。振替(払込)日は、納期月の末日(金融機関の休業日に当たるときは翌営業日)です。

●納付書でのお支払い

納期限は納期月の末日(土・日曜日、祝日等の場合はその翌日)です。

す。納入通知書に、1年分の一括納付用(6月～25年3月納期分)と、各月納付用(6月～9月納期分)の納付書を同封しています。銀行、都内の信用金庫・信用組合、ゆうちょ銀行(郵便局)、医療保険年金課、特別出張所でお支払いください。納入通知書の左下にバーコードが付いている場合は、区指定のコンビニエンスストアのほか携帯電話からもお支払いいただけます。

●年金からの引き落とし
次のすべてに該当する世帯主の方は、原則として保険料は年金からの引き落とし(特別徴収)になります。世帯の国民健康保険加入者全員が65歳～74歳

●国民健康保険料の引き落としの対象となる年金の受給額が年額18万円以上

●介護保険料が年金から引き落とされていて、介護保険料と国民健康保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない

※年金から引き落としになる方には、納入通知書に年金特別徴収のお知らせを同封しています。

※前記のすべてに該当していても、次のいずれかに該当する方は、納付書または口座振替(自動払込)でのお支払い(普通徴収)となっています。

●現在口座振替(自動払込)で支払っているか、今後口座振替(自動払込)に変更する

●世帯主の年齢が、25年3月31日現在74歳以上

●住所地特例対象施設(区外の介護老人福祉施設など)に入所・入居している

●年金額と保険料を比較して年金からの引き落としが中止になった(毎年度判定し、中止になった世帯には「国民健康保険料変更決定通知書兼特別徴収中止通知書」をお送りしています)

【問合せ】▼保険料の内容：医療保険年金課国保資格係☎(5273)4146、▼保険料の支払い：医療保険年金課国保収納係☎(5273)4158(いずれも本庁舎4階)へ。

【問合せ】▼資格の取得(社会保険等資格喪失証明書が必要。扶養家族がいなく、退職証明書でも代用可)、▼資格の喪失(職場の健康保険証が必要)

【問合せ】医療保険年金課国保資格係(本庁舎4階)☎(5273)4146へ。

【問合せ】区税

●納税・課税(非課税)証明書の交付(申告等により税情報がある方のみ)

【問合せ】税務課収納管理係(本庁舎6階)☎(5273)4139へ。

★6月24日(日)に実施する「休日納税相談」を、5面でご案内しています。

第4日曜日の 区役所本庁舎窓口開設

6月は
24日

【開設場所】区役所本庁舎1階(国民健康保険・区税証明は1階に臨時窓口を設置)
※来庁の際は、本庁舎1階の出入口をご利用ください。
【開設時間】午前9時～午後5時

◎取り扱い事務

本人確認書類(代理人の場合は委任状と代理人の本人確認書類)等がないと、届け出や交付ができない場合があります。事前に必ず担当係へお問い合わせください。請求できるのは、★1はご本人か同一世帯の家族のみ、★2はその戸籍に記載されている方とその配偶者、直系血族(関係が確認できる書類が必要)のみです。

※他の機関に確認が必要な手続きなどは、取り扱えない場合があります。

住民記録

▼転入・転出・転居・世帯変更の届け出(日本国籍の方のみ)。
付記転入届・国外からの転入届は手続きできません。▼住民票の写し、住民票記載事項証明書の交付(★1)(広域交付、▼印鑑登録申請・廃止の届け出、▼印鑑登録証明書の交付(印鑑登録証(カード)を必ずお持ちください)、▼自動交付機の利用登録申請(住民基本台帳カードへの利用登録はできません)

【問合せ】戸籍住民課住民記録係(本庁舎1階)☎(5273)3509へ。

録係(本庁舎1階)☎(5273)3601へ。

外国人登録

▼外国人登録証明書の交付
▼外国人登録原票記載事項証明書の交付(★1)

【問合せ】戸籍住民課住民記録係(本庁舎1階)☎(5273)4094へ。

戸籍

▼戸籍届書の預かり(届書の内容確認等は翌開庁日に行います)、▼火葬・改葬許可証、区民葬儀券の交付、▼戸籍・除籍・改製原戸籍謄抄本、戸籍・除籍全部(個人)事項証明書、戸籍の附票の写しの交付(★2)、▼身分証明書、不在籍証明書の交付

【問合せ】戸籍住民課戸籍係(本庁舎1階)☎(5273)3509へ。